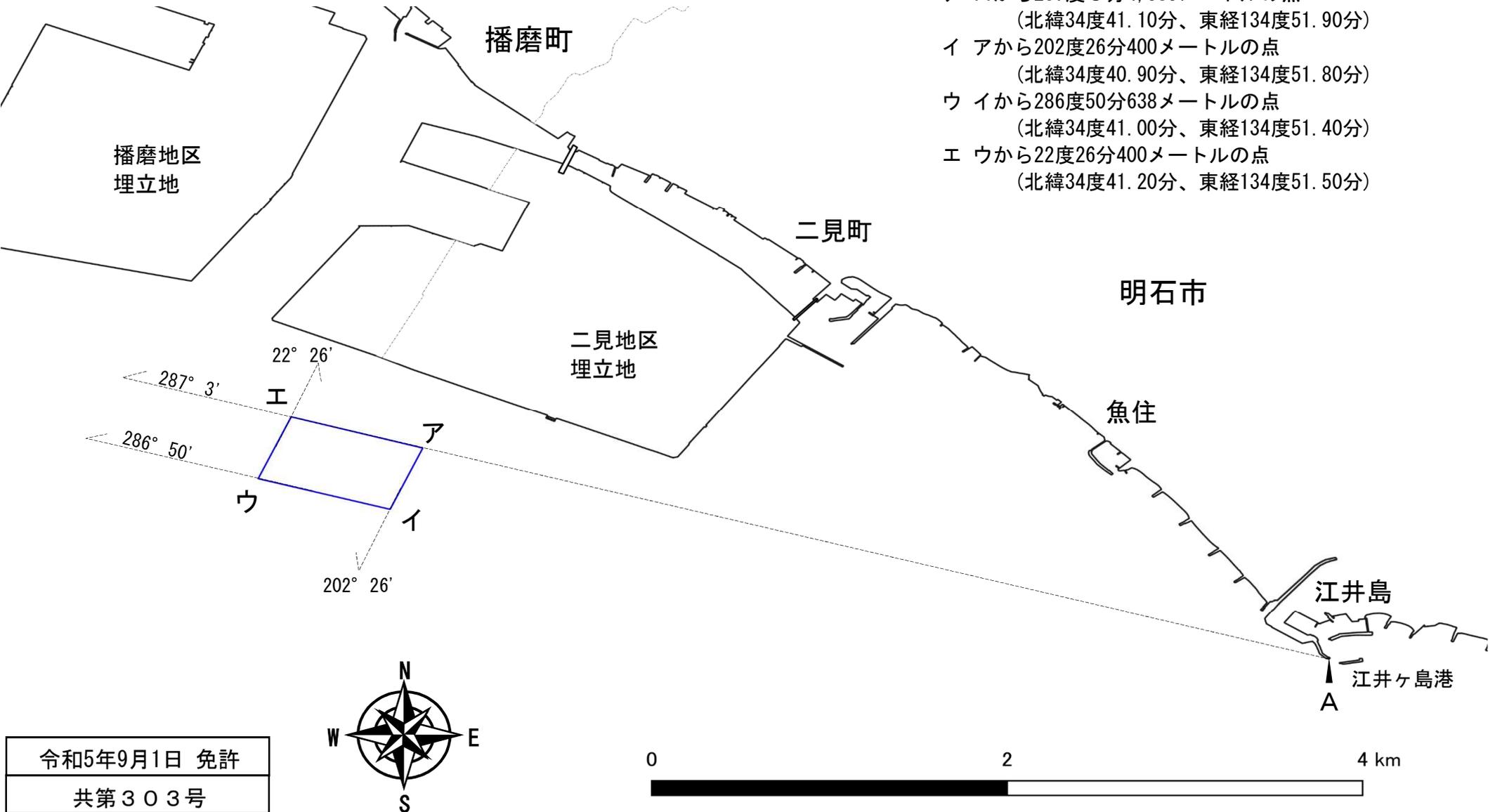


免許番号 共第303号  
漁場の位置 明石市二見町地先  
漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点  
(北緯34度40.41分、東経134度54.64分)
- ア Aから287度3分4,383メートルの点  
(北緯34度41.10分、東経134度51.90分)
- イ アから202度26分400メートルの点  
(北緯34度40.90分、東経134度51.80分)
- ウ イから286度50分638メートルの点  
(北緯34度41.00分、東経134度51.40分)
- エ ウから22度26分400メートルの点  
(北緯34度41.20分、東経134度51.50分)



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第303号		摘 要			

免許番号		共第303号		摘要			
共有漁業権事項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合  明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		